

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、四五七人
鳴門	一六、一一五人
小松島・勝浦	一二、五八〇人
阿南	二〇、一八七人
吉野川	一一、四八六人
阿波	一〇、三九〇人
美馬	一〇、五九四人
三好第一	七、二三三人
名西	八、六九一人
那賀	二、三五一人
海部	五、六九七人
板野	二七、三〇六人
三好第二	三、九八三人